広報 たかのす
発行所
鷹巣町役場町長室
電話(代)550番 直通42番
（発行部数 5,700部）
印刷所 秋北新聞社

六月定例町議会終る

鷹巣中プール し尿消化槽の建設など

鷹巣町六月定例町議会は、去る六月二十六日から役場会議室で開催され、七月二日まで、七日間にわたって、一般質問、提出議案八件、継続審議案一件、決議案一件を可決し、請願六件を常任委員会に付託審査することになった。

一般質問通告内容

新町建設の具体化について論議が集中

○新町建設後期五ヵ年計画について
I道路計画について
2し尿消化槽について
3水道施設の整備について
4学校プール建設について
○支所の統廃合について
○風葬焼却場について
○七日市小、中学校統合について
○七日市奥地の医療設備について
○旧鷹巣町地内の私有道路の整備について
1都市計画外地、特に駅前通りの都市計画地内につなぐ道路の完備。是に沿線の町内道路の不便と都計の町の美観の意味から是非必要と認む
2私有道路の整備が不完全のため、万一火災の起きた場合は、町財に大きな損害を蒙る事に成ると考えます
○昭和二十五年実施の都市計画に伴なう換地の精算事務に就いて
○新町建設後期五ヵ年計画に依る工業計画に就いて
○農業構造改善事業による流通機構改善のため農協合併をするかどうか
○林業構造改善についてどのように対象するか、又研究しているかどうか
○役場の事務機構の改善について
○公民館の使用について
社会教育を目的とした団体の使用について無料とすべきであると思うが当局の考えを聞きたい
○地元金融機関の育成について
町民の出資でつくった地元金融機関、北秋信用組合を育成強化の考えはないか
○農林のうち（伊勢堂）に道路新設の考えはないか
（災害発生の場合、道義的にも見捨てられない）
○農家の出稼ぎ対策について町当局の対策を伺いたい
○新潟地震の災害の見舞について

町長挨拶要旨

昭和三十九年もまだ当初であるため、三十九年度の大綱につきましては、すでに四月町会で申し上げましたので、この度は応急なものだけ提案してありますので、とりたてて特別ご報告申し上げることはないと思います。案件につきました際は充分お答え申し上げます。

選挙管理委員

武藤氏ら四人に

○議案第五四号＝選挙管理委員及び同補充員の選挙について（鷹巣町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了となるので、後任委員四名、同補充員四名を選挙するものとする）選出された人々。
委員 武藤 完一（鷹巣）
鈴木 幸一（七日市）
二階堂キヨ（鷹巣）
津谷字三郎（坊沢）
同補充員
1小塚 勝美（沢口）
2亀山 理市（栄）
3成田 哲郎（七座）
4九島 昭三（鷹巣）
なお補充員は、委員に欠員が生じたとき順番に委員となる。

監査委員に

太田見礼吉氏

○議案第五五号＝（監査委員）
二階堂キヨ（鷹巣）
津谷字三郎（坊沢）
員佐藤儀市氏、七月七日任期満了となるので、後任監査委員に次のものを選任したいから議会の同意を求める）
太田見礼吉（鷹巣）

○議案第五六号＝鷹巣町立学校条例制定について（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二の規定に基き鷹巣町立学校条例を別紙のとおり制定するものとす）
（略）
○議案第五七号＝鷹巣町営住宅設置条例制定について（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二の規定に基き、鷹巣町営住宅設置条例を別紙のとおり制定するものとする）＝略
（解説）
地方自治法の一部改正により地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものの除くほか、公の施設の設置及び条例でこれを定めなければならないとあるのでこれに伴ない条例を定めるものである。

選管委員長に

武藤氏を指名

七月六日午後一時から鷹巣町選挙管理委員会を開き新しく選任された委員で委員長を指名により、武藤完一氏を決めました。

町道の整備は

全地域に

一般質問に対する当局の説明内容

○し尿処理について
し尿消化槽建設の見通しについては、共同処理のた前で、鷹巣、森吉、上小阿仁三ヵ町村で一部事務組合設立準備の直前まで話がず補助金百万円、町から百五十万円程度を基本にし、二カ年計画で実現したい予定である。
○地元金融機関の育成について
は、現在、町金庫である指定金融機関を主体にやって行く。
○農林ウラの道路新設について
は、伊勢堂（農林ウラ）の問題のみならず、全地域について考えたい。町道には規定があるが、十分考慮したい。
○鷹巣地区の水道布設について
は、施設費多額いるので財源の見通しむずかしいが、建設準備はすすめて行く。
○公民館の運営については
五月から十分活動出来るよう体勢が整ってきている。
○鷹巣プール建設については
十五百万円位がかかるが、まず一二万円ほどかかるが、百万円、町から百万円程度を基本にし、二カ年計画で実現したい予定である。
○支所の統廃合については
書類の保存方法を考えたうえで実現したい。
○じん埃焼却場については
研究会を設けて検討している。
○農林ウラの道路新設について
十分指導、監督したい。
○駅前通りの都市計画については、秋鉄管理局とも接渉しているので早急に実現したい。
○都市計画に伴う換地の精算事務については、専任の微収員を設け、早期に精算金を交付したい。
○工場誘致について
第一に地元に資力がなければならない。大阪の業者が二カ所話があったが、敷地が問題である。誘致は当局だけの問題ではなく町民全体のもりあがりが必要であり、地元の志気がなければ実現しない。
○農協合併促進について
県からも再三申込まれているが、町を含めた農協合併研究会を設けて検討している。

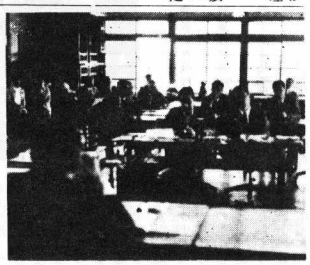

上＝視察中の青森県南津軽郡議会事務局職員【下】議会傍聴する若い女性

一、五一一万円の補正

田中、七日市、掛泥を舗装

▽議案第五九号＝昭和三十二九年度鷹巣町一般会計補正予算（第3号）＝補正額の概要は次のとおり。
歳入歳出にそれぞれ一千五一一万六千円で一般会計の現計は二億三千九八二万五千円となりましたが、補正予算の歳入歳出の主なもの。
○歳入＝地方交付税六三四万九千円の増、分担金として集約牧野造成費五九万三千円の増、国庫補助金五万千円ミキサー購入補助に追加県支出金二〇〇万八千円で上舟木部落に施設する小型児童館及び児童遊園地設置補助三三万円、農林水産費県補助金一〇五万八千、そのうち、沢口中屋敷草地改良事業補助に七三万四千円開拓道路、大向ノ金沢線に一四万九千円など、農業育成事業改良普及協力費一〇万円、農地災害復旧工事現場監督巡回用オートバイ購入補助七万円、これは、道路改良工事に対する地元負担金など七八万六千円児童館建設費の地元負担三三万円など補正、町債二〇〇万の増。
○歳＝議会費九万三千円総務費三〇万三千円、民生費八三万六千円、労働費一二万円、農林、水産業費二二八万円、商工費一二万五千円、土木費九四七万九千円、土木費九四七万九千円、消防費二六万二千円、教育費一三六万八千円、諸支出金二五万円で補正のほとんどが土木費となっております。主な追加補正額については次のとおり。
▼議会費
自治名鑑、記念写真代九万三千円
▼総務費
役場庁舎並土蔵屋根修繕一四四万一千円、微税費七万円
▼民生費
児童福祉費一万四千円、児童福祉施設費六六万円
▼労働費
ミキサー一台一二万円
▼農林水産費
農業改良普及協力費一〇万円、農地災害復旧工事現場監督巡回用オートバイ購入補助七万円、農業振興費四〇万九千円、畜産業費一三万七千円＝草地改良、農業構造改善対策費一五万四千円、林業費一一万五千円
▼商工費
商工会花まつり補助一〇万円など
▼土木費
砂利代三〇万円、二級国道大曲大館線田中地内舗装地元負担金一五万円、同七日市地内舗装地元負担金六〇万円、県道鷹巣坊沢線（特建所設置）地元負担金一五万円、同桂瀬比内線松沢地内改良地元負担五〇万円、同大館鷹巣線掛泥地内舗装地元負担金一〇〇万円、同太田地内改良地元負担金五〇万円、同摩当五〇万円、栄摩当向町橋架替一二〇万円、坊沢中川原橋架替三七五円、松葉町側溝附帯工事二〇万円、同舗装地元負担五四万円、二級国道大町地内歩道舗装地元負担金一五万円
▼消防費
需要費その他一八万三千円
▼教育費
鷹小特別教室基礎工事九万五千円、鷹中プラスバンド修繕料一〇万円、鷹中全県産業教育大会備品購入二〇万円、中学校職員研修費二六万四千円、社会教育費＝青年団体等の育成補助一二万円、農業近代化ゼミナール、家庭学級等開設費用三七万九千円、保健体育費五万七千円
▼諸支出金
農林高校第二校舎道路敷地買収費二五万円

一般質問通告内容

新町建設の具体化について論議が集中

○新町建設後期五ヵ年計画
○農業構造改善事業による流通機構改善のため農協合併をするかどうか
○林業構造改善について
○役場の事務機構の改善
○公民館の使用
○地元金融機関の育成
○農林のうち（伊勢堂）に道路新設の考えはないか
（災害発生の場合、道義的にも見捨てられない）
○農家の出稼ぎ対策
○新潟地震の災害の見舞

町長挨拶要旨

昭和三十九年もまだ当初であるため、三十九年度の大綱につきましては、すでに四月町会で申し上げましたので、この度は応急なものだけ提案してありますので、とりたてて特別ご報告申し上げることはないと思います。案件につきました際は充分お答え申し上げます。

選挙管理委員

武藤氏ら四人に

○議案第五四号＝選挙管理委員及び同補充員の選挙について（鷹巣町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期満了となるので、後任委員四名、同補充員四名を選挙するものとする）選出された人々。
委員 武藤 完一（鷹巣）
鈴木 幸一（七日市）
二階堂キヨ（鷹巣）
津谷字三郎（坊沢）
員佐藤儀市氏、七月七日任期満了となるので、後任監査委員に次のものを選任したいから議会の同意を求める）
太田見礼吉（鷹巣）

監査委員に

太田見礼吉氏

○議案第五五号＝（監査委員）
○議案第五六号＝鷹巣町立学校条例制定について（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二の規定に基き鷹巣町立学校条例を別紙のとおり制定するものとす）
（略）
○議案第五七号＝鷹巣町営住宅設置条例制定について（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二の規定に基き、鷹巣町営住宅設置条例を別紙のとおり制定するものとする）＝略
（解説）
地方自治法の一部改正により地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものの除くほか、公の施設の設置及び条例でこれを定めなければならないとあるのでこれに伴ない条例を定めるものである。

選管委員長に

武藤氏を指名

七月六日午後一時から鷹巣町選挙管理委員会を開き新しく選任された委員で委員長を指名により、武藤完一氏を決めました。

町道の整備は

全地域に

一般質問に対する当局の説明内容

○し尿処理について
○農林ウラの道路新設について
○鷹巣地区の水道布設について
○地元金融機関の育成について
○公民館の運営について
○支所の統廃合について
○工場誘致について
○農林ウラの道路新設について
○駅前通りの都市計画について
○農業構造改善について
○農協合併促進について
○農林ウラの道路新設について

一、五一一万円の補正

田中、七日市、掛泥を舗装

▽議案第五九号＝昭和三十二九年度鷹巣町一般会計補正予算（第3号）＝補正額の概要は次のとおり。
歳入歳出にそれぞれ一千五一一万六千円で一般会計の現計は二億三千九八二万五千円となりました。補正予算の歳入歳出の主なもの。
○歳入＝地方交付税六三四万九千円の増、分担金として集約牧野造成費五九万三千円の増、国庫補助金五万千円ミキサー購入補助に追加県支出金二〇〇万八千円で上舟木部落に施設する小型児童館及び児童遊園地設置補助三三万円、農林水産費県補助金一〇五万八千、そのうち、沢口中屋敷草地改良事業補助に七三万四千円開拓道路、大向ノ金沢線に一四万九千円など、農業育成事業改良普及協力費一〇万円、農地災害復旧工事現場監督巡回用オートバイ購入補助七万円、これは、道路改良工事に対する地元負担金など七八万六千円児童館建設費の地元負担三三万円など補正、町債二〇〇万の増。
○歳＝議会費九万三千円総務費三〇万三千円、民生費八三万六千円、労働費一二万円、農林、水産業費二二八万円、商工費一二万五千円、土木費九四七万九千円、土木費九四七万九千円、消防費二六万二千円、教育費一三六万八千円、諸支出金二五万円で補正のほとんどが土木費となっております。主な追加補正額については次のとおり。
▼議会費
自治名鑑、記念写真代九万三千円
▼総務費
役場庁舎並土蔵屋根修繕一四四万一千円、微税費七万円
▼民生費
児童福祉費一万四千円、児童福祉施設費六六万円
▼労働費
ミキサー一台一二万円
▼農林水産費
農業改良普及協力費一〇万円、農地災害復旧工事現場監督巡回用オートバイ購入補助七万円、農業振興費四〇万九千円、畜産業費一三万七千円＝草地改良、農業構造改善対策費一五万四千円、林業費一一万五千円
▼商工費
商工会花まつり補助一〇万円など
▼土木費
砂利代三〇万円、二級国道大曲大館線田中地内舗装地元負担金一五万円、同七日市地内舗装地元負担金六〇万円、県道鷹巣坊沢線（特建所設置）地元負担金一五万円、同桂瀬比内線松沢地内改良地元負担五〇万円、同大館鷹巣線掛泥地内舗装地元負担金一〇〇万円、同太田地内改良地元負担金五〇万円、同摩当五〇万円、栄摩当向町橋架替一二〇万円、坊沢中川原橋架替三七五円、松葉町側溝附帯工事二〇万円、同舗装地元負担五四万円、二級国道大町地内歩道舗装地元負担金一五万円
▼消防費
需要費その他一八万三千円
▼教育費
鷹小特別教室基礎工事九万五千円、鷹中プラスバンド修繕料一〇万円、鷹中全県産業教育大会備品購入二〇万円、中学校職員研修費二六万四千円、社会教育費＝青年団体等の育成補助一二万円、農業近代化ゼミナール、家庭学級等開設費用三七万九千円、保健体育費五万七千円
▼諸支出金
農林高校第二校舎道路敷地買収費二五万円

特別職報酬等審議会 条例決る

○議案第五八号＝鷹巣町特別職報酬等審議会条例制定について（鷹巣町特別職報酬等審議会条例、別紙のとおり制定する）条例略
（内容）町長の諮問に応じ議員の報酬の額、町長を含めた三役の給料の額に関すること。
○議案第五九号＝鷹巣町議会条例を鷹巣町議会に提出しようとする場合、あらかじめ報酬などの額について審議会の意見を聞くもの、委員は十人をもって組織し、その委員は町の区域内の公共的（各階層単位、例えば青年会、婦人会、社会教育団体社会福祉団体等）団体の代表者その他住民のうちから必要のつど町長が任命する。
委員は諮問のつど審議が終ったときは解任される。又審議会は、過半数の委員が出席されなければ会議を開くことができないことになっている。

七月のこよみと行事

1日　山開き、海開き、国民安全の日、衛生保護の日、第十四社会を明るくする運動
2日　鷹巣町社会福祉大会
7日　小暑、七夕祭
10日　道路を守ろう月間（八月九日まで）
14日　検疫の日
20日　海の記念日、土用
21日　自然に親しむ運動（八月二十日まで）
25日　鷹巣神社
15日　綴子神社
27日　大暑、大館、北秋田中野球大会（二十九日まで鷹巣球場外）
▽例祭（前日宵宮）
北秋田家畜市場（鷹巣22日まで）

盛大に終った
日赤社資共同募金　増強福祉大会

去る七月二日午後一時から行なわれた日赤社資、共同募金増強鷹巣町福祉大会は鷹巣町公民館で盛大に行なわれました。この日は朝から降り続いた雨にもかかわらず屋頂から詰めかけたお客など千人のひとびとで会場が満員、受付からもらった宝くじ券を片手に、社会福祉の事業を進めるために熱心に半日を過ごしました。

開会に入り、成田大会々長から挨拶があり、秋田県知事代理鎌田社会福祉指導員の祝辞があった後、秋田県福祉協議会、同共募金会、日本赤十字秋田支部各事務局長から、それぞれ事業の内容説明を含めた挨拶があり、畠山町町民課長から事業報告、続いて表彰が次の個人、団体にそれぞれ表彰状、記念品が贈られた。（敬称略）

秋田県共同募金会表彰
団体の部
鷹巣町
個人の部
米倉正治（職員）

町表彰

▽日赤社資協力者
個人の部
桜木町　三沢　義雄
◎家族全員加入による
岩谷　佐藤　輝雄
岩脇　久留島直三郎
坊沢　能登谷八蔵
栄田沢　亀山　理市
藤株　加賀松五郎
黒沢　大川　キタ
◎以上担当区域の増強による
▽共同募金功労者
個人の部
末広町　出川喜惣治
団体の部
鷹巣町医歯団
団長　佐賀　貞吉
材木町　丸米木材KK

子どもを水難から守りましょう

七月になって「海開き」「プール開き」などが行なわれています。このシーズンには夏のスポーツやレクリエーションとして水泳がもっとも老若男女にとって楽しまれています。

この季節に「国民皆泳」を目標にしていろいろな運動がはじまりますが、反面に水の事故も近ごろは増大しているようです。

特に子ども水泳には毎年のように死者が出ているあぶなさです。子どもを水泳達者な人か、救助法の心得のあるおとなを必ずつけてやることです。

たまたま、事故をおそれるあまり、子どもを水から遠ざけようとする家庭、学校も少なくないが、子ども達は水が好きでとかく親や先生の目をかすめて水泳に行こうとするもので、こうなると当然　子どもひとりやグループで行くようにもなるし、危険な海や川もわからず、大きな事故をおこすことになるのです。

やはり、事故防止は子どもを水から遠ざけることでなく、むしろ積極的に指導して水を征服させることであるわけです。

町内各小中学校で、夏休み中の生活指導として、事故がなく、健康で、楽しい生活をおくりましょうと水泳委員施上の注意を掲げ、この夏は〝水死ゼロ〟を目標にみなさんの協力をよびかけています。

◎水泳実施上の注意
A、出かける場合
①家人に場所、時間をしらせてから出かける。
②友だち五人以上のグループのこと
③中学卒業以上の家人、知人と一緒のこと。
④白旗の時のみ泳ぐこと（水泳場、小、中学校前）
B水泳してならない
①赤旗のたてられた時、体具合の悪い時。
②運動、労働で汗をかいている時や、あまりつかれている時。
③食事直後や腹がすいている時。
C水泳実施上の注意
①時間、午前九時半から十一時まで午後二時から四時まで。
②十分な準備運動を行なう。
③急に飛びこまないで足手、頭、腹の順に入る（心臓から遠い部分から）
④一回の水泳時間は十分～十五分。
D事故発生の場合
Dあわてず、おちついて判断し、早く必要なことをやる。
③溺れている生徒があったらバンドや縄、棒などにつかまらせ、体にはさわらせない。
③大声で付近の人を呼び大至急大人に知らせ、さらに学校、警察、医師に連絡する。
④仮死状態のものには直ちに人工呼吸をおこなう。
E水えい場厳守のこと。
各学校で許可している所。
◎秋田県における水えい事故者数は次のとおりになっております。（県警本部調）
三七年　三八年
小学生　五〇名　五〇名
中学生　二五名　二三名
高校生　九名　九名
その他　二名　〇名
計　五三名　三七名
三九名　一一九名

農地法のしおり

農地法は耕作者の権利を守り安定した地位と生産力の増進を計るためにあるものです。

即ち耕作者自身の利益のためにあるものです。

その仕事をになっているのが農業委員会でありますから、問題の大小にかかわらず進んで利用してください。

②許可がないと農地の売買賃借はできません

農地の売買や贈与など所有権の移転については、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。

お金を支払ったり、農地の引き渡しを受けておいても知事の許可がないと自分の名義に登記することができないわけです。

また貸したり借りたりする場合は、農業委員会の許可がいります。許可のない場合は、小作権の主張もできなくなることになります。

③農地の潰廃は許可が必要です

自分の農地または他人の農地を買ったり借ったりして住宅や工場などを建てるために農地をつぶそうとする時も、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。

立派な田や畑が勝手にどんどんつぶされては、せっかく国が農業生産力と国民経済生活の安定を計るためにたくさんのお金を使って未開墾地を開拓したり干拓したりしている努力も無駄になるからです。

④小作地の返還も許可が必要です

所有者が小作地を返してもらうためには、小作人の承諾を得たうえで知事の許可を受けなければなりません。小作人が理由もなく小作料を納めなかったり、ことわりもなく、他人にまた貸しした場合、あるいは小作人の暮しが困らないとかこの額を超えてやりとりすることは一切認められません。

（農委事務局）

◇

◇

町政の記録⑥

6月1日　県道路課長来庁
6月2日　県地方課長来庁
農委小委員会
6月5日　綴子地区バス運行視察及び協議会
6月6日　農業構造改善打合せ会
6月10日　鷹巣町青少年問題協議会、北海道鷹楢村より国保事務視察来庁
6月11日　秋田営林局長来庁
6月12日　社会福祉協議会
6月13日　町議会総務常任委員会
6月15日　農業後継者対策検討会（農委）、立体交差促進委員会
6月16日　総務常任委員会
6月17日　農業構造改善事業調査
6月18日　農業近代化協議会
6月20日　民生委員会
6月23日　国保運営協議会
6月24日　岩手県大つち町より国保事務視察来庁
6月26日　町議会6月定例会開会＝7月2日まで
6月29日　総務、土木常任委員会
8月8日　珠算、レク
◎受講料は無料です。
どなたでも受講できますので、自由にお出で下さい。
（お問い合せは電話八〇三番の公民館事務局へ）
7月19日　そ菜、社会
7月20日　習字、社会
7月26日　手芸、レク
8月2日　工作、映画園芸、レク

腸バラチフスのお知らせ
予防接種実施

これから腸バラチフスの流行期となります。役場衛生係では、腸バラチフスの予防接種を左記の要領で行ないますから該当者は必ず予防接種を受けるようにして下さい。

一、昭和三十五年以前に生まれた人で満六十歳までの人。

二、心臓病、腎臓病、脚気、結核、糖尿病、有熱者、病後の衰弱者、アレルギー体質者、妊娠六カ月以上の妊産婦は予防接種を受けないこと。

三、予防接種を受けた人は安静を守り激動、入浴、飲酒は避けること。

四、料金は無料

◎日程
7月十五日
糠沢地区　糠沢小学校
綴子地区　綴子診療所
鷹巣地区　鷹巣公民館
七月十七日
竜森地区　三ノ渡会館
綴子地区田中、掛泥は鷹巣会場において下さい。
7月17日　一回目　場所
7月27日　二回目　七座地区　小学校
7月20日　沢口地区　近藤医院
7月20日　同栄地区　栄支所
7月21日　七日市地区　診療所
7月28日　坊沢地区　坊沢支所
7月22日　綴子地区　診療所
7月30日　鷹巣地区　鷹巣保健所
7月23日　鷹巣地区　鷹巣公民館
7月31日　竜森地区　三の渡会館
8月4日　各会場とも午後一時から三時まで早めにお出で下さい

レントゲン撮影実施
（7月28日までの分）

7月20日午前～午後4時　前山会館（前田）
7月21日午前10時～12時　高坂権之助宅前（坊沢）
7月21日午後1時～4時　坊沢支所前（坊沢）
7月24日午前10～午後4時　今川精米所前（糠沢）
7月27日午前10～12時　栄農協前
7月27日午後1時～4時　松尾嘉七宅前（太田、高野尻）
7月28日午前10～午後4時　蟹沢会館（蟹沢）
公民館定期講座（八月三日迄分）
日時　講座　場所
◎実施時間は各会場とも午後一時から三時三十分まで。

土木課からのお願い

失業対策事業として、七月二十日から八月三十日までの期間、鷹巣地区横町から浄運寺まで、沢口歯科医院側から米代町まで線、二個所を側溝工事をいたしますので、ゴミやじゃま物を除去して工事の行ないやすいようにご協力をお願いします。

日本脳炎の予防接種を行ないます

先きに予防接種について申し込みを受けておりましたが、会場、日程が決まりましたので都合のよい会場でお受け下さるようお願いします。料金一回十二円ですが、つり銭のないようお願いします。

日程、場所は次のとおりになっています。